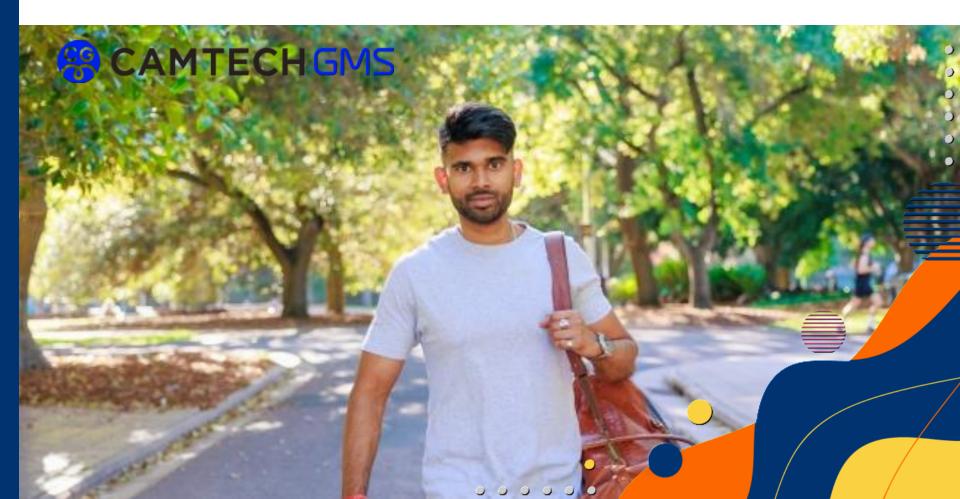
外国人の一時帰国と 社会保険の一時離脱



はじめに

技能実習や特定技能などを修了した外国人が帰国・一時帰国する際には様々な手続きが発生します。その中でも特に注意が必要な手続きの一つが厚生年金・国民年金の脱退一時金の請求手続きです

このホワイトペーパーでは、外国人の一時帰国に伴い脱退一時金を請求する手続きについての情報を提供します。

外国人が帰国する際に必要な手続き

外国人技能実習生、特定技能外国人が帰国する際に必要な手続きは以下の通りです。

- ○住民票の手続き
- ○住民税の手続き
- ○国民健康保険の脱退手続き
- ◎国民年金・厚生年金の脱退手続き
- 〇所属機関等に関する届出
- 〇在留カード、マイナンバーカードの返納
- ○銀行口座の解約手続き
- ○住居の退去に伴う手続き

この中で、特に金銭に関わる部分でしっかりとした対応が必要となるのが、年金制度脱退に伴う「脱退一時金」の請求手続きです。

公的年金の脱退一時金制度

日本国内で技能実習生や特定技能外国人として働く方は、原則として日本の公的年金制度に加入することが義務付けられています。しかし、日本の公的年金制度は生涯において日本国内で働き、老後にその生活を支えることを前提としているため、一時的に日本国内で就業する方にとっては給付を受けられない結果となってしまいます。

そういった事態を防ぐ仕組みとして、「脱退一時金」制度があります。

技能実習を修了した場合や、特定技能外国人としての就労が終了した際などは、納付した年金保険料を脱退一時金として受け取ることができます。

なお、脱退一時金の請求は日本を出国後に本人が行うものですが、企業が代理人として手続きを行う ケースも多く見られます。

外国人本人が帰国後に行うため、事前に手続きに必要な書類を準備しておくとスムーズです。

脱退一時金の対象となる条件

脱退一時金の対象となる条件は以下の通りです。

- ・日本国籍を有していない
- ・公的年金制度(厚生年金保険または国民年金)の被保険者でない
- ・保険料納付済期間等の月数の合計(※)が6月以上ある (国民年金に加入していても、保険料が未納となっている期間は要件に該当しません。)
- ・老齢年金の受給資格期間(厚生年金保険加入期間等を合算して10年間)を満たしていない 障害基礎年金などの年金を受ける権利を有したことがない
- ・日本国内に住所を有していない
- ・最後に公的年金制度の被保険者資格を喪失した日から2年以上経過していない (資格喪失日に日本国内に住所を有していた場合は、同日後に初めて、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以上経過していない)

日本年金機構 脱退一時金の制度

https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html

社会保障協定国の外国人

社会保険協定とは、一時的に母国以外で働く方の「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する制度です。

社会保障協定を結んでいる国の外国人は、納付期間や年金支給を母国の年金制度と合算することができるため、脱退一時金支給の対象外となることがあります。

2022年6月1日時点における協定発効国

ドイツ、英国、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド スウェーデン

これらの国から日本に来ている外国人が帰国する際には、個別に確認が必要です。

脱退一時金の支給額

脱退一時金の支給額は計算方法があります。

◎厚生年金保険の脱退一時金 被保険者であった期間の平均標準報酬額×支給率(保険料率×2分の1×支給率計算に用いる数)

最終月が2021年(令和3年)4月以降の場合		
被保険者であった期間	支給率計算に用いる数	支給率
6月以上12月未満	6	0.5
12月以上18月未満	12	1.1
18月以上24月未満	18	1.6
24月以上30月未満	24	2.2
30月以上36月未満	30	2.7
36月以上42月未満	36	3.3
42月以上48月未満	42	3.8
48月以上54月未満	48	4.4
54月以上60月未満	54	4.9
60月以上	60	5.5

また、2021年4月より、最終月(資格喪失した日の属する 月の前月)が2021年4月以降の方については、計算に用い る月数の上限が60月(5年)と制度が変更されています。

脱退一時金は指定の口座に日本円ではなく海外の通貨で 支給されます。

中国、韓国、ベトナム、インドネシアなど:アメリカドル(USD)

為替レートは支給決定月の平均レートとなります。

※国民年金の場合は計算方法が異なります。日本年金 機構のHPから確認してください。

日本年金機構 脱退一時金の制度

https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonotakyufu/dattai-ichiji/20150406.html

脱退一時金の請求手続き

脱退一時金の請求手続きは、外国人本人が出国後2年以内に請求する必要があります。

請求書の提出先は基本的に日本年金機構となりますが、国民年金(厚生年金)の加入が6か月未満で共済組合に加入していた場合は共済組合へ提出する必要があります。

提出方法は郵送または電子申請です。

企業が代理申請を行う場合は、外国人本人の出国前に必要書類等を準備しておきましょう。

■提出書類

◎脱退一時金請求書

日本年金機構のHPから以下の言語の様式を入手できます。

英語/中国語/韓国語/ポルトガル語/スペイン語/インドネシア語/フィリピノ (タガログ) 語/タイ語/ベトナム語/ミャンマー語/カンボジア語/ロシア語/ネパール語/モンゴル語

日本年金機構 脱退一時金に関する手続きをおこなうとき 短期在留外国人の脱退一時金請求書 https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/sonota-kyufu/20150406.html

◎添付書類等

- ・パスポート(旅券)の写し(氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格の確認できるページ)
- ・日本国内に住所を有しないことが確認できる書類(住民票の除票の写し等)
- ・受取先金融機関名、支店名、支店の所在地、口座番号、請求者本人の口座名義であることを確認できる書類 (金融機関が発行した証明書等。または請求書の「銀行の証明」欄に銀行の証明でも可)
- ・基礎年金番号通知書または年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類(年金手帳等)
- ・代理人が請求手続きを行う場合は「委任状」

日本年金機構 脱退一時金を請求する方の手続き

https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/sonota-kyufu/20140710.html

まとめ

脱退一時金の制度は、一時的にでも日本の年金保険料を納めなければならない外国人にとっての救済措置となります。そのため、厚生年金などへの加入を拒否する外国人にその制度をしっかりと説明することで、制度加入のトラブルや強制加入への不満を和らげることができます。

また、手続きが煩雑なため申請できず「年金保険料を取られてしまった」とトラブルになるケース も散見されますので、企業側で代理人として手続きを行う方が結果的にスムーズに処理することが できます。

最後に

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、 外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

□資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

□海外人材マネジメントサービスGMS 資料ダウンロード

https://gms.ca-m.co.jp/archives/download

□セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

□海外人材マネジメントサービスGMS セミナーのご案内

https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar

□海外人材Q&A

よくある質問に一問一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

□海外人材マネジメントサービスGMS 海外人材Q&A

https://gms.ca-m.co.jp/qa

細やかな気遣い・サポートを提供し、 日本での生活をもっと快適に。



https://gms.ca-m.co.jp/

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や 「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や 不安などにお応えいたします。

0120-530-451 (受付/平日10:00~18:00) また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。 担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

